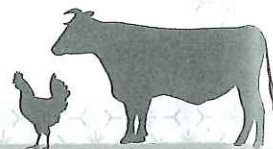




# リース事業活用のメリット

—リースは経営負担を低減しての最新機械の導入に最適！—



(公財) 畜産近代化リース協会 伊藤 和夫

## はじめに

畜産農家等(以下、「農家等」という)が直面する人手不足解消のための搾乳ロボット、哺乳ロボット、発情発見装置など先進技術を駆使した機械の導入、生産費を抑え飼料の安定供給を確保するためのロールベラー、ミキサーフィーダーなど各種自給飼料生産機械の導入、日々の生産基盤の維持を図るためのトラクター、バークリーナー、バルククーラーの入れ替えなど、適時、適切な機械の導入、設備投資は、効率的かつ生産性の高い経営には不可欠である。

一方、主要な同一規格の機械の価格は、10年前のおおよそ1.5倍に上がっている(当協会調べ)。さらにICT関係機械などでは高度化が一層進展するとともに、農家等の規模拡大に伴い駆動力などが大きい機械も求められおり、求める機械の価格はさらに上昇している。

各種機械の導入に当たり、この厳しい状況の中ですでに規模拡大等大幅な設備投資を行った農家等の中には、手持ち資金が減少したり、金融機関(以下、「銀行等」という)からの借入限度額が上限に達したりしている者も多くいる。一方、安定した経営を続けている農家等の中にも、先行きの見えない将来に

備え手持ち資金を温存し、内部留保を高め、少しでも運転資金に余裕を持たせたいと考える者もいる。

こうした時には、低水準の貸付利子を維持するリースによる機械導入をお勧めする。特に、常時利用しているトラクターやバークリーナー、さらにはバルククーラーの故障など急を要する機械調達に銀行等の審査を受けている時間的な余裕はない。

## 機械導入時に、銀行等借入か？ リースか？ レンタルか？

機械の導入を考える場合、銀行等からの借入か、手持ち資金によるか、さらにはリースか、レンタルか、どれが今の自分の経営に有利であるかを考える機会を得ることになるが、その際、機械の所有にこだわらず必要なものを利用することは、経営の安定化、効率化を検討する上で重要な観点となる。

ここからは、銀行等からの借入と比較をしつつ、リースのメリット・デメリット、レンタルとの違い、リースの仕組み、実際の流れなどを紹介する。ただし、リース会社・団体によって、リース方式、貸付利子、所有権移動等が事細かに違っているので、なるべく一般的なリースについて話を進めていくこととする。

## (1) リースを活用するメリット

### ① 初期費用が低く抑えられる

リースの一番の大きなメリットは、機械を購入する際の初期費用が大幅に抑えられることであり、購入代金を一括で支払うことなく、毎月等分割のリース料を支払うだけで済む。手元に資金がない場合や、資金を手元に置きたいなどの場合には、運転資金に余裕ができる。なお、自己資金による割賦販売では、頭金を支払う場合がある。

### ② 銀行等借入より審査が通りやすい

機械の資金を銀行等から借入する場合は、①設備投資の目的や必要性、②投資計画の内容、③機械導入の時期、金額の他、④費用対効果等の妥当性、⑤資金返済計画などが問われる。従って、銀行等借入は、リース契約を行うより手続きが多く、厳しい審査を受けることになる。リース契約のうち、後で説明する農業協同組合等を通じての転貸方式を選ぶと審査・手続きが一層迅速となる。なお、銀行等借入の場合、借り入れた設備資金を運転資金として使用することは契約違反になる。

### ③ 最新設備の利用・更新が容易になる

リースでは、常に最新の機械を使用することができる。銀行等からの借入も含めて機械を自ら購入する場合は、法定耐用年数に応じ減価償却する必要があり、経理処理の都合上、償却期間中に最新の設備に切り替えにくい。一方、リースであれば、法定耐用年数よりも短くリース期間を設定できる場合が多いので、機械の入れ替えを早めることができ、最新機械への更新、業務の効率化を迅速に進めることができる。

### ④ 経費上の安定性、柔軟性が高まり、経理処理が軽減される

リース契約する時点で、リース期間終了までに支払うリース料は明確である。また、毎

回のリース料は全額を経費として計上できるため、毎月の支出を安定させることができる。さらにリース期間中は原則貸付金利が変動することはないので、金利変動リスクを回避することもできる。従って、経理管理上複雑な管理が必要なく、安定性が高まる。また、自己資金による割賦販売と比較しても、経理処理が軽減されるので、経理管理に詳しい経営者においては、リース利用が増加している。

なお、消費税については、ファイナンスリースの場合、税制上は購入とみなして機械導入年度に一括で消費税の仕入れ控除ができる。

## (2) リース契約のデメリット

リースは良いことばかりではないので、デメリットについても記載する。

### ① 途中解約が不可

リース契約においては、原則、途中解約ができない。やむを得ず解約する場合は、残りのリース料相当額以上の違約金の支払い義務が生じる。

### ② リース期間中は、リース会社・団体に所有権

リース期間中の機械の所有権はリース会社・団体にあるので、エンドユーザーである農家等が自らの判断で機械の売却や廃棄処分をすることができない。

### ③ 直接購入より割高

リース料には、貸付利子が含まれており、さらにはサービス料や手数料を徴収される場合があるため、自己資金による直接購入や銀行等借入の場合よりも、一般的には総支払額は割高になる。

## (3) リース契約とレンタル契約との違い

建設関係の重機、事務用コピー機などの導入では、レンタル契約を行うことがある。リース契約とレンタル契約は混同しやすいので、

(表1) リース、レンタル、銀行等借入の比較

	リース	レンタル	銀行等借入
対象機械	農家等が選択	レンタル会社に取り扱っている機械	制限なし
所有権	リース会社・団体	レンタル会社	農家等
審査手続き	銀行借入より簡易	軽微、短い	厳格、長い
契約終了後	所有者移転／再リース、返還	返還、再契約	制限なし
初期費用	なし	なし	多い
中途解約	原則不可	契約により可能	不可
契約期間	中長期	短期(1日～1年等)	中期(借入期間)
保守修繕義務	農家等	レンタル会社	農家等
支払い・キャッシュフロー	原則一定安定	原則一定安定	変動あり 元本返済と金利
税務処理	経費計上／ 資産とリース債権	経費計上	資産(減価償却)、 利息経費、有利子負債
財務指標への影響	小さい	とても小さい	大きい(負債計上)
総支払額	高目	高目	安目
担保	不要	不要	必要

ここでそれらの違いについて説明する(表1)。

#### ① レンタルはレンタル会社所有の機械・機種に制限

リース契約の場合は、機械のメーカー、機種・型式、販売会社、価格の交渉までユーザーが自由に行うことができるが、レンタル契約の場合は、レンタル会社が保有する機械の中から選んで借りるため、中古機械になることが多く、機械の種類や機種が限定される。

なお、レンタル契約の場合は、レンタル期間中であっても、レンタル会社が所有している範囲内で機種変更できる場合がある。

#### ② レンタル会社に保守修繕義務

リース契約では、保守修繕義務を負うのはエンドユーザーの農家等であるのに対し、レンタル契約では、レンタル会社に機械の保守修繕義務がある。レンタル料はメンテナンス費用込みの場合が多く、他方、リース契約においては、動産保険等に加入すると原則事故費用がカバーされる。

#### ③ レンタルは短期間でも可、長期は割高

レンタルでは、必要な時だけの短期利用が可能で、長期利用すると支払い料金が割高に

なる。レンタルでは利用期間や条件に制約があることが多い。

④ リース契約では、支払終了後自分の所有にリースでは、契約内容によりリース期間終了後に所有権をエンドユーザーの農家等に移すことができる(所有権移転型ファイナンスリースの場合)。

#### ⑤ その他

レンタルでは会計上賃貸借処理することができ、会計上手続きが一層容易である。

①～⑤で記載したように、短い期間で必要となる機械はレンタル利用をお勧めするが、長く利用するのであればリースが有利となる。リースの場合は、お気に入りの機械を新品で利用できる。

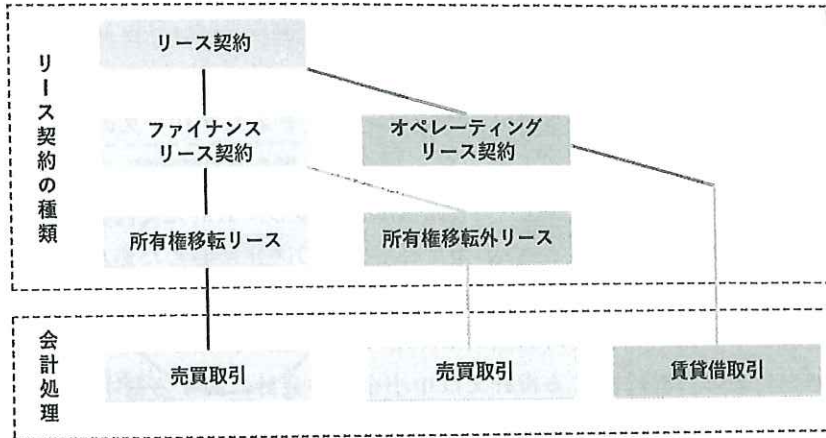
残念ながら畜産関係専用機械のレンタルを行っている民間会社はほとんどなく、トラックなどをレンタル利用している畜産農家等はあるが、トラクターなどのリース利用はこれまで確認したことがない。

### リース契約の種類：ファイナンスリースとオペレーティングリース

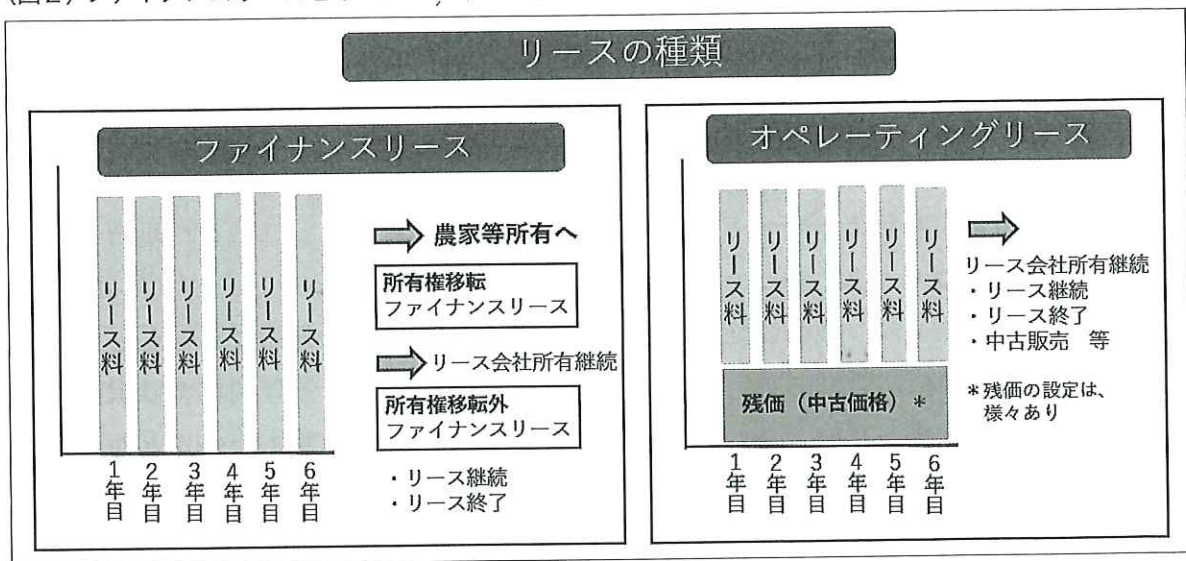
リース契約には、以下のように大きく分けてファイナンスリースとオペレーティングリースの2種類がある。さらに、ファイナンスリースには、所有権移転型と所有権移転外型がある(図1・2、表2)。

所有権移転ファイナンスリースは、リース期間中はリース会社・団体が所有権を持つが、リース期間が終わり支払いが終了すれば、所有

(図1) リース契約の種類



(図2) ファイナンスリースとオペレーティングリースの違い



(表2) ファイナンスリースとオペレーティングリースの比較

	ファイナンスリース	オペレーティングリース
対象機械		農家等が自由に選択
リース期間	原則法定耐用年数を中心に 3割程度の短縮延長が可	期間の設定可能
保守修繕義務		農家等借手
支払額	機械代金 他 多め	機械代金-残存価格 他 少なめ
途中解約		原則不可
契約終了後	所有権移転 又は 所有権移転外(再リース、返還)	返還、再リース
会計処理	リース料経費計上 使用権資産とリース債権	リース料経費計上
取引の種類	売買取引	賃貸借取引

権がエンドユーザーである農家等に移転する。

(1) ファイナンスリース

条件：①途中解約が不可能

②リース期間終了時点で機械代金の全

てを支払う(フルペイメント)。

以下2種類に分類

- 所有権移転 リース期間終了後所有権がユーザー(農家等)に移転

(参考) 新リース会計基準、令和9年4月から実施予定

令和6年9月、企業会計基準委員会から新リース企業会計基準（企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」）が公表された。この新基準は令和9年4月から適用される予定である。見直しの内容としては、借手については、ファイナンスリースとオペレーティングリースの会計処理区分を廃止し、原則として使用権資産とリース負債を計上する単一の会計モデルを採用することとされた。一方、貸手については、引き続き、ファイナンスリース（売買取引に準じた会計処理）とオペレーティングリース（賃貸借取引に準じた会計処理）を区分することとし、その区分に応じた処理を行うことになる（なお、割賦基準の廃止あり）。

ただし、この会計基準の適用は監査対象法人が中心であって、その他の法人、中小企業などにおいては、引き続き中小企業の会計に関する指針又は中小企業の会計に関する基本要領に則った会計処理も可能とされている。農業協同組合にあっては、自らの組織が監査対象法人に該当するか、信用事業の有無や規模要件等も確認する必要がある。

○ **所有権移転外** リース期間終了後、再リースまたは機械を返還する

会計上は、いずれも売買取引として、リース負債の勘定科目で処理する

(2) **オペレーティングリース** ※ファイナンスリース以外のリース（残価設定型を含む）

条件：①途中解約は原則不可能

②リース期間終了時まで機械代金の全てを支払わない（ノンフルペイメント）

特長：・リース期間終了・支払終了時も機械の所有権はリース会社・団体にある  
・機械が中古で売れることが前提の仕組みで、リース期間終了後の中古価格（残価）を差し引いた額でリース料を決定するので、リース料が割安  
・リース期間終了後、再リースかリース終了かを選択する  
・賃貸借取引なので経会計上は、レンタル同様賃貸借処理（オフバランス取引、簿外取引）、資産計上する必要がなく、会計処理が楽になる

(3) **団体が行うリース**

本協会（（公財）畜産近代化リース協会、以

下、「JPLA」という）や（一財）畜産環境整備機構（以下、「LEIO」という）が行うリース事業は、所有権移転型ファイナンスリースである。一方、民間リース会社の場合は、一般的にはオペレーティングリース（残価設定型）が多く、どちらかを選択できることもあるようである。しかし、畜産関係では機械の使用頻度が高く、中古市場もないことから、リース終了後に機械を販売する例は少ないと聞く。

なお、畜産クラスター事業のリースを活用した機械導入事業においては、所有権を移転する場合と移転しない場合を選べるが、実績としてはほとんどが所有権移転を選択していることが多いようである。

## リース契約の仕組み

リース契約の仕組みと契約の流れを示した（図3）。

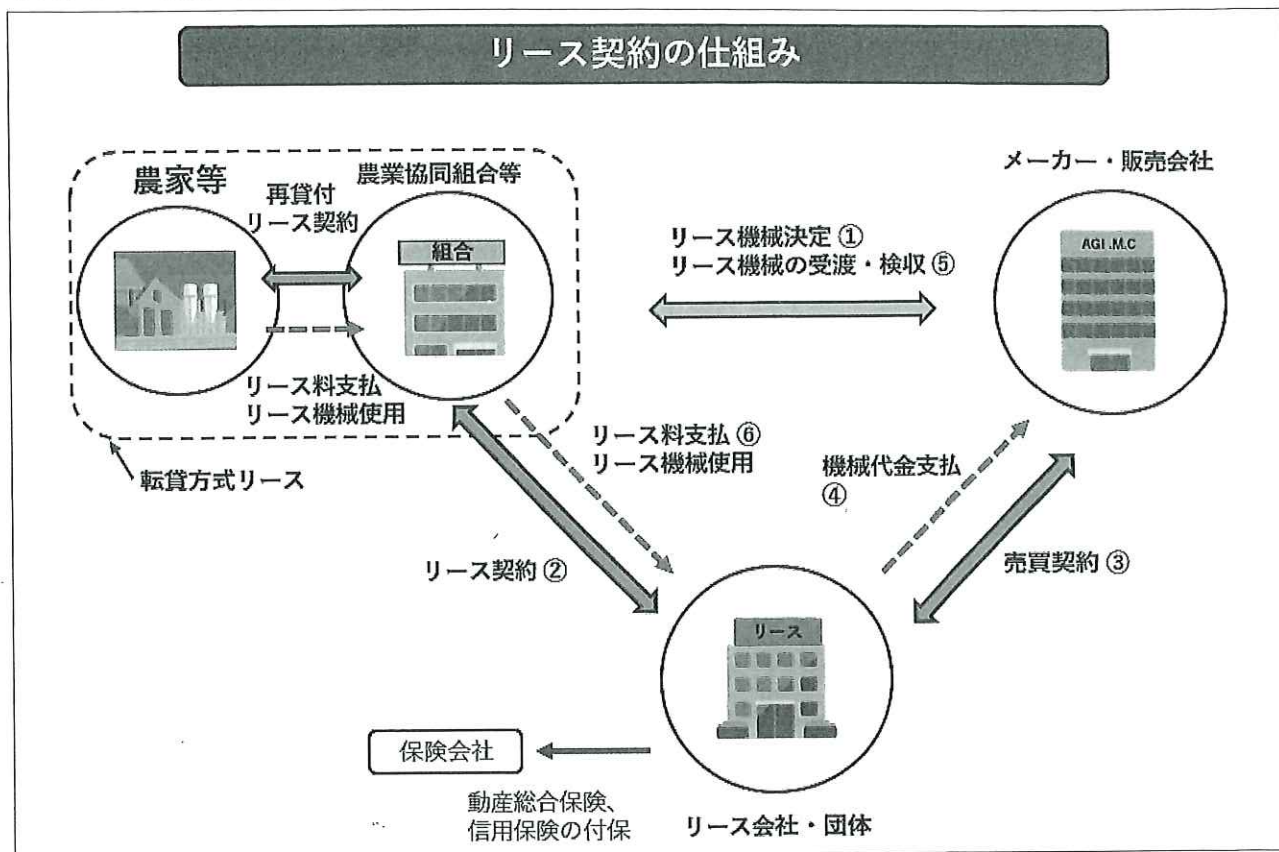
1：リース機械の決定（①）

メーカー、機種、販売会社を選び、購入価格を交渉、決定する。

2：リース契約の締結（②）

リース会社・団体とリース契約を結ぶ。再貸付の場合は、農業協同組合等

(図3) リース契約の仕組みと契約の流れ



と農家等がリースの再契約を結ぶ（転貸方式）。リース会社・団体は販売会社と売買契約を結び、リース機械の代金を支払う（③、④）。

3：リース機械の搬入、検収および受け渡し（⑤）

販売会社がリース機械を農家等へ搬入し、関係者立会の下、検収および受け渡しを行い、受領書（借受書）、検収調書等をリース会社・団体へ提出する。

4：リース機械の使用とリース料支払いの開始（⑥）

リース機械が搬入され、農家等ユーザーが受け取ったらリース機械を使用できる。リース料の支払いは、この時から始まる場合と契約時の月から始まる場合などがある。

5：リース期間の終了

リース期間が終了し、リース料の支払いが完了したら、リース物件の所有権はリース会社・団体から農家等ユーザーに移る（所有権移転ファイナンスリースの場合）。

所有権が移転しない場合は、再リースやリース終了により機械返還となる（オペレーティングリース）。

### リース契約のここをチェック！

リース契約の仕組みと契約の流れについて説明したが、対象となる機械、リース料の内訳、リース期間など契約内容等について詳しく説明する。これらは、リース会社・団体によって細かく異なっており、さらに同じリース会社・団体であっても、対象事業によってリース契約の内容が異なることもあるので、それぞれ確認することが重要である。

### (1) 対象とする機械等

リース会社・団体により、対象とする機械が異なっている場合がある。これまでリース物件を機械と呼んできた。基本的には器具機械などの動産が対象だが、不動産である土地およびその定着物である畜舎などの建物をリース対象にするところもあれば、家畜を対象にするところもある。また、部分品や中古機械を取り扱うところもある。さらには機械の導入に附帯する設置工事費などを含めてリース対象になる場合もある。国などの補助事業を活用しないのであれば、実に広範囲な機械がリースの対象となっている。

当協会の例では、対象となる機械は、バルククーラー、ホイルローダーなどの汎用機械、搾乳ロボット、自動給餌機など畜産機械全般、家畜衛生分野も含めた各種検査機械、食肉処理やアイスクリームなど畜産物・乳製品製造機械、畜産利用であればシステムコンピューターも、さらにはバークリーナーのチェーン、車両のエンジンなどの部分品、中古機械の他、機械そのものではないが設置工事費、運搬費等も対象となっていることもある。

### (2) 貸付対象組織（農家等）

貸付対象組織の基本は農家である。そのほか、リース会社・団体によって、畜産関係の一般社団法人・一般財団法人、畜産関係の事業協同組合、協同組合連合会、地方公共団体が出資する公社などが対象になることもある。当協会では、上記の各種団体の他、組織の成り立ちの上からも地方競馬主催者、競馬関係団体、全国団体会員の乗馬クラブなども含まれる。

### (3) リース方式

リース方式は、一般的には農家等とリース会社・団体が直接リース契約を結ぶ直貸（ちよくたい）方式が大宗を占めるが、当協会

のように農業協同組合等を介して農家等へ再貸付を行う転貸（てんたい）方式もある。転貸方式は、農業協同組合等を介することで手間多くかかるが、提出書類の軽減化、審査時間の短縮等が図られ、手続きが迅速となる。

### (4) 国等の補助事業の活用

多くのリース会社・団体は、国や地方公共団体、さらには畜産関係団体の補助事業のうち、リースを活用できる補助事業に対応している。畜産クラスター事業や畜産ICT事業などがその代表である。補助事業を活用したリース事業は、事業実施主体への申請、審査、承認等を経て、リース会社・団体とリース契約に至ることから、一定程度の期間を要することになる。補助金をもらうことになるため、より厳格な手続きが必要となる。

なお、補助事業の種類によっては、リース期間が1年間まで短縮できるものや、直貸方式、転貸方式が決められていたりするものもある。

### (5) リース料の内訳

一般的に定期的に支払う「リース料」に含まれるのは、次の①～④である。

①機械の分割代金

②消費税

③貸付利子（＝付加貸付料）

④保険料（動産総合保険、信用保険等）

ただし、これらのほか、リース会社・団体によっては、手数料やサービス料を加えて支払う場合がある。

〈貸付利子（付加貸付料）について〉

（一財）畜産環境整備機構や（公財）畜産近代化リース協会においては、③の付加貸付料率を明示しているが、民間リース会社では、貸付利率、サービス料、手数料等の個々の料金を示さず、リース料率として包括的に示す場合があり、リース会社・団体間で単純な

比較が難しくなっている。一方、リース契約における貸付利率は、一般的に割賦販売の利率よりも低く設定されている。

また、今後、わが国では市中金利の上昇も予想され、これに合わせて貸付利率も上昇することがあるので注意を要する。なお、貸付利率を明示している場合においても、当協会のように全ての機械に対して一律で0.7%と示している場合と、条件や事業別、さらには実績などにより貸付利率が異なる場合があるため十分な確認が必要である。ただし、銀行からの借入と異なり、リース期間中に貸付利率が変わることは基本的にはない（まれに変動金利リースもある）。

#### (6) リース期間

ファイナンスリースのリース期間は、リース物件の法定耐用年数が基本になる。畜産関係機械では通常7年でおおむね3割の増減ができるため、原則4～9年の範囲で選択ができる。一方、オペレーティングリースの場合は、リース期間を自由に設定できる。

なお、補助事業活用の場合は、その事業によってリース期間が定められており、例えば畜産クラスター事業においては、1～7年の間で選ぶことができる。

#### (7) 支払方法

支払回数は、どのリース会社・団体を選ぶかで異なっている。当協会では年2回（上期9月、下期3月、農家等から農協への支払いは別）、畜産環境整備機構では年1回か4回、民間のリース会社では月払いや年払いなどさまざまである。

転貸方式の場合は、例えば、酪農組合が乳代精算から毎月徴収して、酪農組合からリース団体に年2回などで支払っている。

なお、所有権移転ファイナンスリースでは、最終支払いの際に譲渡価額として機械代金の

10%を別途支払うか、最終譲渡価額を0円に設定し完全な均等支払いを選べることもある（JPLAでも可能である）。

#### (8) 保険制度

保険は大きく分けて2つあり、①機械の事故に備えた動産総合保険と、②リース料の支払いができなくなった場合に農家等に代わって支払う信用保険がある。保険料率もさまざま、団体割引が適用されているところもある。一般に動産総合保険は強制加入で、信用保険は任意加入となっている場合が多く、リース会社・団体、事業によっても異なる。

#### (9) リース会社・団体

リース事業を行っている畜産関係団体には、LEIOと当方JPLAがあり、民間リース会社では、農業団体が関与するリース会社を始め、数十社が畜産関係のリース事業に参入している。一般的には、団体のリース事業では貸付利率が低く、民間リース会社では細かなサービスを提供している傾向がある。それぞれ特徴があるので、問い合わせて、自らの経営に合ったリース事業を選ぶのが良い。

#### (10) ここをチェック！

これまで、銀行等借入やレンタルと比較しつつ、リースの種類や細かな仕組みについて、説明してきた。最後にこれまでの説明を理解した上で、リースを活用した機械の導入にあたって、自らの経営に合ったリース会社・団体、プランを選ぶために、**図4**のチェック項目から自らの意向を確認して、リース選びの参考にしていきたい。

機械の導入に際してリースを活用する場合、リース会社・団体によってリースの方式、支払終了後の所有権の所在、貸付利率、リース期間等それぞれ違いがあり、メリットとデメリットがあるため、上記チェック項目を確認した上で農業協同組合や畜産協会の担当者の



(図4) リース選びのチェック項目

<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 機械の導入は、銀行借入や自己資金による調達か、リースか、レンタルか？
<input type="checkbox"/> リース契約であれば
<input type="checkbox"/> ファイナンスリースかオペレーティングリースか（支払額、リース期間）
<input type="checkbox"/> リース機械の支払終了後は自分の所有になるのか（所有権移転）
<input type="checkbox"/> リース方式（直貸方式、転貸方式）
<input type="checkbox"/> リース機械の保守修繕義務の確認
<input type="checkbox"/> リース料金の内訳、総支払額（分かりやすさ、透明性、貸付利率等）
<input type="checkbox"/> リース料金の支払い方法（年払い、月払い、最終譲渡価額の有無）
<input type="checkbox"/> リース期間（短縮・延長）
<input type="checkbox"/> 保険制度（保険の種類・内容、保険料率等）

方々と相談しつつ、自分の経営に合ったリースを選び、活用することが畜産経営にとって有効である。

これまでのリース事業の利用実績や地域・組織での関係もあると思うが、所属している協同組合等の十分なお協力が得られる農家等であれば、低利で迅速な転貸方式を選択することをお勧めする。また、リース事業に対し組織的な支援を期待しない場合やできない場合には、条件によってはさらに低利な直貸方式のリース団体の利用が有効となる。さらには、農業協同組合等の負担を避け、農家等へ手厚いサービス等を期待するのであれば、リース料は幾分高めになる傾向があるが民間リース会社を利用するのが良いと思われる。

いずれにしても、これからは畜産協会、所属の農業協同組合に相談するか、または、直接リース会社・団体にお問い合わせいただき、リースを活用した機械導入を進めてほしい。

## おわりに

先の見えない社会環境の中であって、将来的にも安定した、効率的な畜産経営を継続す

るためには、先進技術を利用した機械の導入、自給飼料生産のための機械の導入、生産基盤を維持するための機械の入れ替えは不可欠である。

機械の導入に際して、手持ち資金が不足したり、銀行借入に限界があったりしている畜産経営者の方々、さらには運転資金を手元に確保しつつ、ある程度の余裕をもって経営したいの方々にとっては、リースは経営負担を低減しての最新機械導入に最適なシステムであり、今後、その役割はますます重要になると思われる。

銀行等からの借入、リース（ファイナンスリース（所有権移転、所有権移転外）、オペレーティングリース）、レンタルのメリット、デメリットを理解した上で、リースを活用する場合には、リース会社・団体、さらには同じ会社でもいくつかのプランがある。それらをよく確認をしていただき、自らの経営状況、計画に合わせて、最適なリース事業を選択し、今後の畜産経営に役立てていただきたいと切に願うばかりである。

(いとう かずお・(公財)畜産近代化リース協会 理事)